

福井県すくすく保育支援事業実施要綱

(令和2年3月24日 子第384号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを保育の分野で進めるため、県が行うすくすく保育支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 県は、以下の対象児童について、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額（以下「保育料」という。）を軽減する措置を講ずる市町に対し、補助金を交付する（以下「保育料軽減事業」という。）

(1) 市町村民税所得割合算額が、保育認定子どもについて57,700円未満である世帯の第2子である児童（子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第8号に該当する世帯および特定教育・保育給付認定保護者世帯の第2子を除く）

(2) 市町村民税所得割合算額が、保育認定子どもについて57,700円以上（特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円以上）である世帯の第3子以降の児童

2 県は、その市町に住所を有する子について、市町村民税所得割合算額が、教育認定子どもおよび特定子ども・子育て支援の提供を受ける施設等利用給付認定子どもについて77,101円以上、保育認定子どもについて57,700円以上（特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円以上）である世帯について、対象児童の副食材料費を軽減する措置を講ずる市町に対し、補助金を交付する（以下「副食材料費軽減事業」という。）

3 前2項の補助金の交付に関しては、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号。以下「規則」という。）、健康福祉部子ども家庭課所管補助金等交付要綱に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「対象児童」とは、次に掲げる者をいう。

ア 保育料軽減事業については、特定教育・保育施設または特定地域型保育事業を利用する以下の子どものうち、世帯の第2子以降の者

(ア) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どものうち、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下、「特定満3歳以上保育認定子ども」という。）

(イ) 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども

イ 副食材料費軽減事業については、以下の子どものうち、世帯の第3子以降の者

(ア) 特定教育・保育施設または特定地域型保育事業を利用する教育・保育給付認定子ども（法第19条第1項第1号および第2号（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）に掲げる小学校就学前子どもに限る。）

(イ) 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援（法第7条第10項第5号の事業に該当するものを除く）を受ける、特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園または幼稚園を利用する満3歳以上の施設等利用給付認定子ども

(2) 「保育料」とは、市町等が、特定教育・保育施設等の利用者から徴収する法第27条第3項第2号、第28条第2項第1号から第3号、第29条第3項第2号、第30条第2項第1号から第4号、法附則第6条第4項に規定する額をいう。

(3) 「児童が属する世帯の階層の基準額」とは、その階層の基準となる額であり、同時入所により軽減される場合や本事業適用により軽減される場合以前の額をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象は、対象児童の保育料を無料にする市町の事業および対象児童の副食材料費を軽減する市町の事業とする。

(補助対象経費)

第5条 保育料軽減事業については、第3条第1項第3号に規定する保育料とする。

2 副食材料費軽減事業については、副食材料費軽減額とする。

(補助基準額)

第6条 保育料軽減事業の補助基準額は、対象児童の属する世帯の階層基準額とする。ただし、対象児童が法第19条第1項第2号および第3号に掲げる教育・保育認定子どもである場合に、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所または児童発達支援または医療型児童発達支援を利用している場合は、次表のとおりとする。

区 分	補 助 基 準 額
(1) 対象児童が、上記に掲げる施設を利用する就学前児童の中で年長者である場合	対象児童の属する世帯の階層基準額
(2) 対象児童が、上記に掲げる施設を利用する就学前児童の中で年齢が上から2番目の者である場合	対象児童の属する世帯の階層基準額×1／2
(3) 対象児童が、上記に掲げる施設を利用する就学前児童の中で年齢が上から3番目以降の者である場合	0円

- 2 前項に基づき算出した補助基準額の総計が、国の徴収基準による保育料の総計を上回る場合は、国の徴収基準による保育料を補助基準額とする。
- 3 副食材料費軽減事業の補助基準額は、対象児童1人あたり月額4,500円とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、第5条に規定する補助基準額の2分の1以内とする。

(補助金の交付申請)

第8条 規則第4条の規定による補助金交付申請書の様式は別紙様式第1号のとおりとし、その提出期限は、毎年度知事が別に定める日とする。

(状況報告および検査)

第9条 規則第10条の規定による状況報告書の様式およびその提出期限は、毎年度知事が別に定めるものとする。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、補助市町から報告を求め、もしくは、事業の施行に関し補助市町に対し必要な指示をし、または、関係職員に帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告の様式は、別紙様式第2号のとおりとし、その提出期限は事業完了後30日以内または翌年度4月10日のいずれか早い日とする。

(補助金の請求および交付)

第11条 規則第15条の規定による交付請求書の様式は、別紙様式第3号のとおりとする。

- 2 前項の規定により請求のあった補助金は、毎年4月30日までに精算交付するものとする。

(備付簿冊)

第12条 市町は、この要綱による事業の実施に必要な次の簿冊を備え付けなければならない。

- (1) 補助金に係る収入および支出を明らかにした帳簿
- (2) すくすく保育支援事業対象者一覧表(別紙様式第5号に準じたもの)

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年度中に本事業を開始する場合に限り、平成18年9月30日までの間、対象児童の保育料等をその児童が属する世帯の階層の基準額の10分の1以下に軽減する市町の事業についても補助金の交付対象とし、補助基準額は次表のとおりとする。

区 分	補 助 基 準 額
(1) 対象児童のみ入所している場合 (複数入所している場合を含む)	(対象児童の属する世帯の階層基準額) $\times 9 / 10$
(2) 対象児童を含む2人が同時に入所している場合 (1) の場合を除く	(児童2人の軽減前の保育料等の合計) $- \{ (年齢が上の児童が属する世帯の階層基準額) \times 10 / 10 + (対象児童が属する世帯の階層基準額) \times 1 / 10 \}$
(3) 対象児童を含む3人以上が同時に入所している場合 (1) の場合を除く	(児童3人以上の軽減前の保育料等の合計) $- \{ (年齢が上の児童が属する世帯の階層基準額) \times 10 / 10 + (年齢が上から2番目の児童が属する世帯の階層基準額) \times 1 / 2 + (年齢が上の児童、上から2番目の児童および対象児童を除くその他の児童が属する世帯の階層基準額) \times 1 / 10 + (対象児童が属する世帯の階層基準額) \times 1 / 10 \}$

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年5月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和元年度に本事業を実施する場合に限り、福井県すくすく保育支援事業実施要綱(平成28年3月31日子第399号)に基づき、令和元年9月30日までに実施した事業についても補助金の交付対象とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 保育料軽減事業の対象児童は、令和2年8月31日までは第2条第1項第2号に規定する児童とし、令和2年9月1日以降は第2条第1項第1号および第2号に規定する児童とする。

様式第 1 号

第 号
年 月 日

福井県知事 様

市町長 印

令和 年度すくすく保育支援事業費補助金交付申請書

年度すくすく保育支援事業について補助金の交付を受けたいので、福井県補助金等交付規則第 4 条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称 すくすく保育支援事業

2 補助事業の目的及び内容

子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを保育の分野で進めるため、世帯の第 2 子以降の保育料および世帯の第 3 子以降の副食材料費を軽減する。

3 補助金交付申請額 円

4 添付書類

(1) すくすく保育支援事業費補助金所要額調書

(2) 年度歳入歳出予算書抄本

(3) 保育料徴収条例・規則等の写し（保育料等の軽減内容が確認できるもの）

様式第 2 号

第 号
年 月 日

福井県知事 様

市町長 印

令和 年度すくすく保育支援事業完了実績報告書

年 月 日付け福井県指令子第 号で補助金の交付決定を受けた 年度すくすく保育支援事業が完了したので、福井県補助金等交付規則第 1 2 条の規定により関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 すくすく保育支援事業
- 2 補助事業金等の交付決定額およびその精算額
 - (1) 交付決定額 円
 - (2) 精 算 額 円
- 3 補助事業の実施期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 添付書類
 - (1) 年度すくすく保育支援事業費補助金精算書
 - (2) 歳入歳出決算（見込）書抄本

様式第 3 号

第 号
年 月 日

福井県知事 様

市町長 印

令和 年度すくすく保育支援事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け福井県指令子第 号で額の確定の通知があったす
くすく保育支援事業費補助金 円を交付されるよう福井県補助金交付
規則第 1 5 条の規定により請求します。